

第 4 3 号議案

亀岡市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例の制定について

亀岡市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 3 月 4 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市暴力団排除条例の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例

(財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正)

第 1 条 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和 3 9 年
亀岡市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とする。

第 5 条第 2 項中「第 2 条」を「第 3 条」に改め、同条を第 6 条
とする。

第 4 条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 2 号中「供
しがたい」を「供し難い」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第 4 条とす
る。

第 2 条第 1 項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第 3
条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(暴力団員等への財産の交換、譲与、無償貸付等の禁止)

第 2 条 市長は、亀岡市暴力団排除条例（平成 2 4 年亀岡市条例
第 2 4 号）第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員等（以下「暴力団員

等」という。) に対し、普通財産の交換、譲与、無償貸付等をしてはならない。

- 2 市長は、暴力団員等に対し、物品の交換、譲与、無償貸付等をしてはならない。ただし、災害による応急救助等の用に供する場合その他のやむを得ない場合については、この限りでない。(亀岡市法定外公共物管理条例の一部改正)

第2条 亀岡市法定外公共物管理条例(平成16年亀岡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「たい積」を「堆積」に改める。

第5条第1項第6号中「若しくは」を「又は」に改め、同項に後段として次のように加える。

許可を受けた内容を変更しようとするときについても同様とする。

第5条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 市長は、亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第4号に掲げる暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)に対し、前項の許可(以下「占用等の許可」という。)をしてはならない。ただし、公益上必要な施設又は日常生活等を営むために必要やむを得ないと市長が認める施設を設置する場合は、この限りでない。

第6条中「前条第1項の許可(以下「占用許可」という。)」を「占用等の許可」に改める。

第7条及び第8条中「占用許可」を「占用等の許可」に改める。

第9条第1項中「第5条」を「、第5条」に改め、同条第2項中「亀岡市道路占用料徴収条例」を「亀岡市道路の占用に関する条例」に、「亀岡市河川占用料等徴収条例」を「亀岡市河川の占用等に関する条例」に改める。

第10条中「次の」を「、次の」に改める。

第13条第1項、第14条、第15条、第16条第1項及び第2項並びに第17条第1項中「占用許可」を「占用等の許可」に改める。

第18条第3項中「さく等」を「柵等」に改める。

(亀岡市立学校施設使用条例の一部改正)

第3条 亀岡市立学校施設使用条例（平成16年亀岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 教育委員会は、亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に掲げる暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に対し、前項の許可をしてはならない。

第5条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第6条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号中「使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）」を「使用者」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が暴力団員等に該当し、又は該当していたことが判明したとき。

(亀岡市営小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 亀岡市営小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例（昭和52年亀岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次の各号に掲げるもの」を「次の各号のいずれかに掲げる者」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者は、小集落改良住宅に入居することができないものとする。

第8条第2項中「立退く」を「立ち退く」に改める。

第10条中「一に」を「いずれかに」に、「場合」を「とき」に改め、同条第3号中「き損」を「毀損」に改め、同条に次の1

号を加える。

(6) 暴力団員であることが判明したとき（同居者が暴力団員であることが判明したときを含む。）。

第11条中「すべて」を「全て」に改める。

第12条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の申出をした者又は現に同居している者が暴力団員である場合は、同項の承認をしてはならない。

（亀岡市営特定目的住宅条例の一部改正）

第5条 亀岡市営特定目的住宅条例（昭和43年亀岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「できる者」の次に「であること。」を加え、同条に次の1号を加える。

(4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者であること。

第9条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の申出をした者又は現に同居している者が暴力団員である場合は、同項の承認をしてはならない。

（亀岡市湯の花温泉供給条例の一部改正）

第6条 亀岡市湯の花温泉供給条例（平成9年亀岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「、第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に掲げる暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に対し、前項の許可をしてはならない。

第13条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第15条第2項中「もの」を「者」に改め、同条第3項中「き損」を「毀損」に改め、同条第4項中「市に」を「、市に」に改

める。

第17条第2項中「毎月」を「、毎月」に改める。

第22条中「行為をした者に対しては」を「ときは」に改め、同条中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、第1号として次の1号を加える。

(1) 受給者が暴力団員等に該当することが判明したとき。

(亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、たい積行為及び切土の規制に関する条例の一部改正)

第7条 亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、たい積行為及び切土の規制に関する条例（平成10年亀岡市条例第29号）の一部を次のように改正する。

題名中「たい積」を「堆積」に改める。

第1条並びに第2条第1号、第2号及び第4号中「たい積」を「堆積」に改める。

第7条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に掲げる暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に対し、前項の許可をしてはならない。

第15条第1項を次のように改める。

第15条 市長は、第6条第1項の許可を受けた事業主等が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消すことができる。

(1) 事業主等が暴力団員等に該当し、又は該当していたことが判明したとき。

(2) 前条第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。

第26条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第29条中「たい積」を「堆積」に改める。

(亀岡市下矢田みどりの郷広場条例の一部改正)

第8条 亀岡市下矢田みどりの郷広場条例（平成15年亀岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第

6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「申請書」の次に「及び誓約書」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に掲げる暴力団員等に対し、前項の許可をしてはならない。

第4条第4号中「立入る」を「立ち入る」に改め、同条第6号中「もてあそぶ」を「弄ぶ」に改め、同条第8号中「とめおく」を「留め置く」に改める。

第5条、第6条及び第8条中「一に」を「いずれかに」に改める。

（亀岡市農業公園条例の一部改正）

第9条 亀岡市農業公園条例（平成17年亀岡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に掲げる暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に対し、前項の許可をしてはならない。

第5条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第6条中「一に」を「いずれかに」に改め、第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、第1号として次の1号を加える。

(1) 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が暴力団員等に該当することが判明したとき。

第7条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「みだす」を「乱す」に改める。

第8条第6号中「もて遊ぶ」を「弄ぶ」に改め、同条第7号中「はり紙」を「貼り紙」に、「はり札」を「貼り札」に改める。

第9条中「使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）」

を「使用者」に改める。

第15条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

別表第1の2の表中「亀岡市道路占用料徴収条例」を「亀岡市道路の占用に関する条例」に改める。

(亀岡市道路占用料徴収条例の一部改正)

第10条 亀岡市道路占用料徴収条例(昭和31年亀岡市条例第36号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀岡市道路の占用に関する条例

第1条を次のように改める。

第1条 この条例は、市が管理する道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第3条に規定する市道(以下「道路」という。)の占用について必要な事項を定めるものとする。

第2条中「道路占用者」を「許可を受けた者」に、「よる」を「掲げる」に改め、同条ただし書中「よりがたい」を「より難い」に、「準じ」を「準じて」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(占用の許可)

第2条 市長は、亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第4号に掲げる暴力団員等に対し、法第32条第1項の許可(以下「許可」という。)をしてはならない。ただし、公益上必要な施設又は日常生活等を営むために必要やむを得ないと市長が認める施設を設置する場合は、この限りでない。

第4条中「占用料は、」を「前条の占用料は、毎年度当該年度分を」に、「期限」を「日」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、占用期間が1年以内のもの又は占用期間に係る占用料の額が1件2,000円以下のものは、一時に全額を納付するものとする。

第5条中「公益その他特別の理由があるときは、市長は占用

料」を「市長は、公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは、占用料」に改める。

第6条中「道路占用者」を「許可を受けた者」に改める。

別表中「令第7条第2号及び第3号」を「令第7条第4号及び第5号」に、「令第7条第4号」を「令第7条第6号」に、「及び第5号」を「及び第7号」に改め、同表の備考3中「100円とし」を「、100円とし」に、「切り捨てる」を「、切り捨てる」に改める。

(亀岡市河川占用料等徴収条例の一部改正)

第11条 亀岡市河川占用料等徴収条例（平成12年亀岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀岡市河川の占用等に関する条例

第1条中「流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「占用料等」という。）の徴収」を「占用等」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

(占用等の許可)

第2条 市長は、亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に掲げる暴力団員等に対し、法第24条又は第25条の許可をしてはならない。ただし、公益上必要な施設又は日常生活等を営むために必要やむを得ないと市長が認める施設を設置する場合は、この限りでない。

(占用料等の額)

第3条 法第23条から第25条までの許可を受けた者（以下「河川占用者」という。）は、別表に掲げる流水占用料、土地占用料及び土砂等採取料（以下「占用料等」という。）を納付しなければならない。ただし、別表により難しいものの占用料等の額は、別表に準じてその都度市長が定める。

第4条中「占用料等は、市長」を「前条の占用料等は、毎年度当該年度分を市長」に、「期限」を「日」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、占用期間が1年以内の流水占用料及び土地占用料は、一時に全額を納付するものとする。

第5条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「土石その他の河川産出物」を「土石等」に改める。

別表の1の流水占用料の備考3及び同表の2の土地占用料の備考4中「100円とし」を「、100円とし」に改め、同表の3の表題中「土石採取料その他の河川産出物採取料」を「土石等採取料」に改める。

(亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例(平成20年亀岡市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第4号に掲げる暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)に対し、前項の許可をしてはならない。

第5条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

(1) 占用者が暴力団員等に該当することが判明したとき。

第6条第2項中「亀岡市道路占用料徴収条例」を「亀岡市道路の占用に関する条例」に改める。

別表第1の備考1中「日割計算」を「、日割計算」に改める。

(亀岡市下水道条例の一部改正)

第13条 亀岡市下水道条例(昭和57年亀岡市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

第24条に次の1項を加える。

2 管理者は、亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第4号に掲げる暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)に対し、前項の許可をしてはならない。ただし、公益上必要な施設又は日常生活等を営むために必要やむを得な

いと管理者が認める施設を設置する場合は、この限りでない。

第25条中「附随」を「付随」に改める。

第27条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 管理者は、暴力団員等に対し、前項の許可をしてはならない。ただし、公益上必要な施設又は日常生活等を営むために必要やむを得ないと管理者が認める施設を設置する場合は、この限りでない。

第28条第2項中「亀岡市道路占用料徴収条例」を「亀岡市道路の占用に関する条例」に、「第2条」を「第3条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 市長は、施行日前に第2条による改正前の亀岡市法定外公共物管理条例第5条第1項の規定による許可を受けた者が、第2条による改正後の亀岡市法定外公共物管理条例第5条第2項の暴力団員等に該当するときは、第2条による改正後の亀岡市法定外公共物管理条例第17条第1項に規定する処分をし、又は措置を命じることができる。

3 市長は、施行日前に第8条による改正前の亀岡市下矢田みどりの郷広場条例第3条第1項の規定による許可を受けた者が、第8条による改正後の亀岡市下矢田みどりの郷広場条例第3条第2項の暴力団員等に該当するときは、第8条による改正後の亀岡市下矢田みどりの郷広場条例第6条第1項に規定する処分をし、又は措置を命じることができる。

(亀岡市庁舎使用料条例の一部改正)

4 亀岡市庁舎使用料条例（平成2年亀岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「亀岡市道路占用料徴収条例」を「亀岡市道路の占用に関する条例」に改める。

亀岡市暴力団排除条例の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例案要綱

- 1 亀岡市暴力団排除条例の施行に伴い、関係する 13 条例について暴力団排除措置に関する規定を設けること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 4 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行すること。